

「姫路市火災予防条例」の一部を改正する条例（案）に係る住民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

1 住民意見（パブリック・コメント）の募集結果

(1) 意見募集期間

令和7年12月20日（土）から令和8年1月20日（火）まで

(2) 意見募集方法

市のホームページに掲載のほか、市の機関（消防局予防課、各消防署、市政情報センター、各支所、各地域事務所、駅前市役所、各出張所、各サービスセンター（菅野、置塩を除く）、曾左・四郷・八幡各公民館）への資料設置等により意見を募集

(3) 意見提出状況

6通5件（1通は、意見なし）

2 意見の件数内訳

	項目	件数	意見により条例を修正するもの	条例に記載済、又は今後の参考とするもの
A	林野火災の予防に関する事項	3	0	3
B	簡易サウナ設備の基準	0	0	0
C	その他	2	0	2

3 提出された住民意見とそれに対する市の考え方

番号	提出された市民意見	市の考え方	条例への反映
A-1	昨今の住宅地大規模火災、山火事に対する防災 減災並びに避難所の環境整備。	大規模火災の予防、発生時の初動体制の確立を徹底してまいります。 ご意見について、関係部局との情報の共有を図り、今後の参考とさせていただきます。	—
A-2	山林火災予防措置は勿論のこと、一定の気象条件のもと屋外の火の取り	条例改正の内容、注意報等の発令状況	—

	<p>扱いの制限について、規制及び罰則の強化を図るべきであり、廃棄物処理法に規定する火気取り扱いの例外規定についても、規制すべきであると思います。今般の条例の一部改正内容の周知、広報の徹底が必要です。また、防災行政無線の今以上の整備が必要であると痛快している現状ですが、もっと緊急放送の有意性を高めることが肝心です。この放送により一般住民に対して屋外の火災予防措置のアナウンスを行うようにお願いします。</p>	<p>について、あらゆる広報媒体を活用して注意喚起や周知徹底を図り、火災予防に努めてまいります。</p> <p>また、ご意見について、関係部局との情報の共有を図り、今後の参考とさせていただきます。</p>	
A-3	<p>播磨アルプスで起きた山火事の時、ヘリコプターの散水は気休め的なものだった。志方からの高御位山参道上に、中継ポンプを何台か置いて山頂までホースを繋ぎ、高御位神社への類焼を必死で防いでいた。</p> <p>阿弥陀側にはそのような準備はなく、ほぼ全焼していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中継ポンプやホースを予備的に持って、広域の山火事に対応できるようにすべきだと思った。 	<p>山林火災は、広域的な対応が必要と考えており、貴重な森林財産を守るためにも他の消防本部との連携強化を図り、被害を最小限に抑えるよう努めてまいります。</p>	—
C-1	<p>最近起こったサウナ室での火災もありましたし、モバイルバッテリーやコードでの火災も多々増えてきて、いつどのタイミングで起こるか分からない状況に、改めて心がけようと思いました。大切な政策や対策がより多くの方に届くといいなと思いました。</p>	<p>皆さんの火災予防意識の醸成が火災の発生を防ぐものと考えております。</p>	—
C-2	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防・放火抑止に有効な防犯カメラの増設、支援 ・火災以外防犯など多目的に有効ゆえスピード有る活用 ・自治会などが活用より活用し易い制度設計(手続きの簡素化など) 	<p>ご意見について、関係部局との情報の共有を図り、今後の参考とさせていただきます。</p>	—